

# 生活困窮者自立支援制度の動向

厚生労働省社会・援護局地域福祉課  
生活困窮者自立支援室

# 生活困窮者自立支援制度の概要

## 包括的な相談支援

### ◆自立相談支援事業

(全国902福祉事務所設置自治体で  
1,325機関(H30年度))

#### 〈対個人〉

- ・生活と就労に関する支援員を配置し、ワンストップ型の相談窓口により、情報とサービスの拠点として機能
- ・一人ひとりの状況に応じ自立に向けた支援計画(プラン)を作成

#### 〈対地域〉

- ・地域ネットワークの強化・社会資源の開発など地域づくりも担う

国費 3／4

改正  
事項

### ◆福祉事務所未設置町村による相談の実施

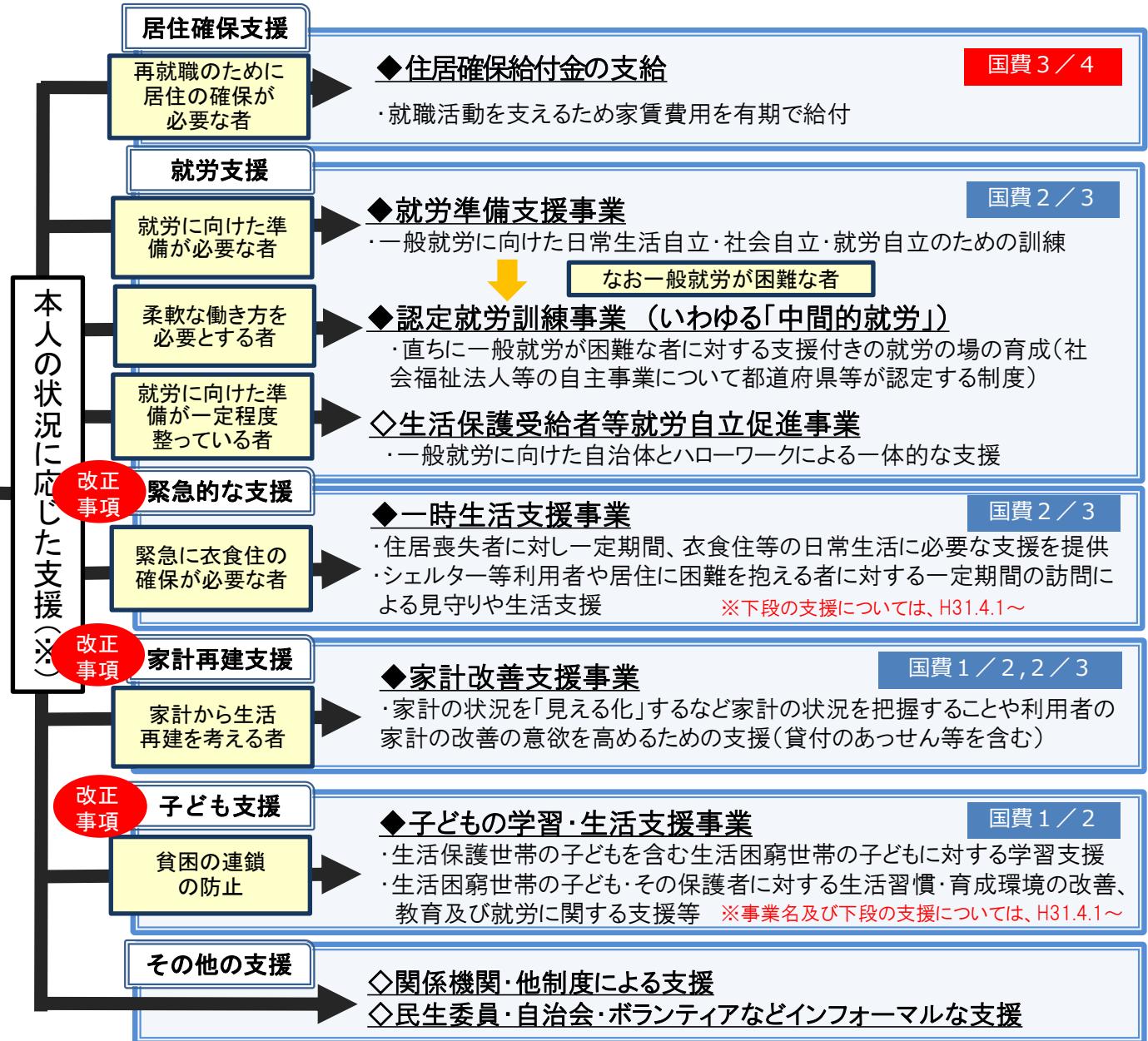
- ・希望する町村において、一次的な相談等を実施

国費 3／4

※ 法に規定する支援(◆)を中心に記載しているが、これ以外に様々な支援(△)があることに留意

改正  
事項

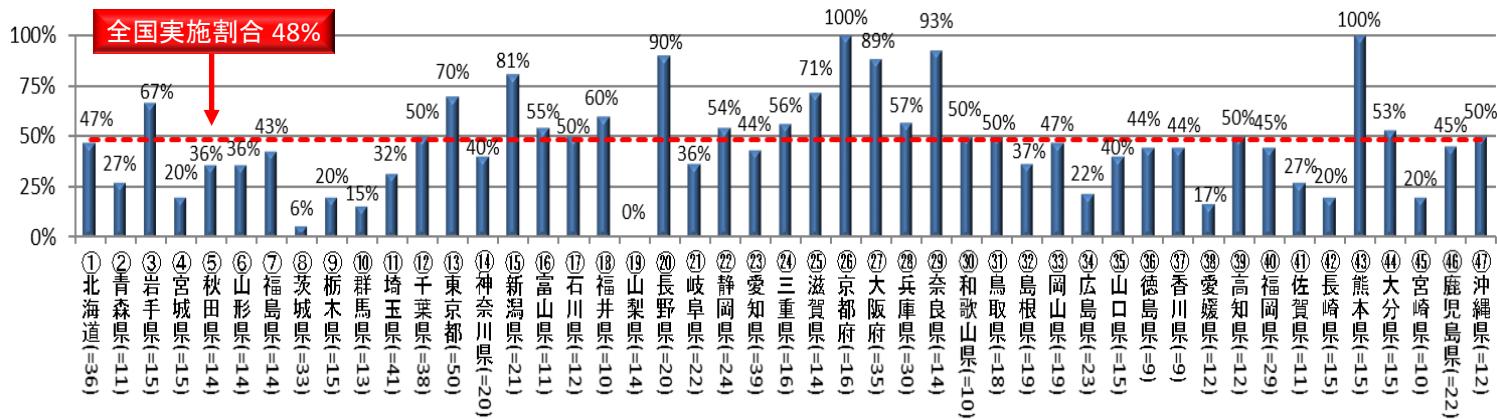
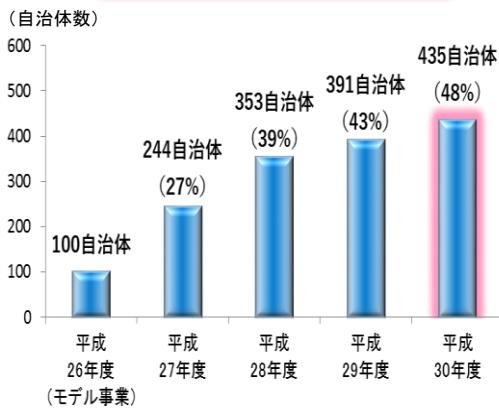
## 都道府県による市町村支援事業



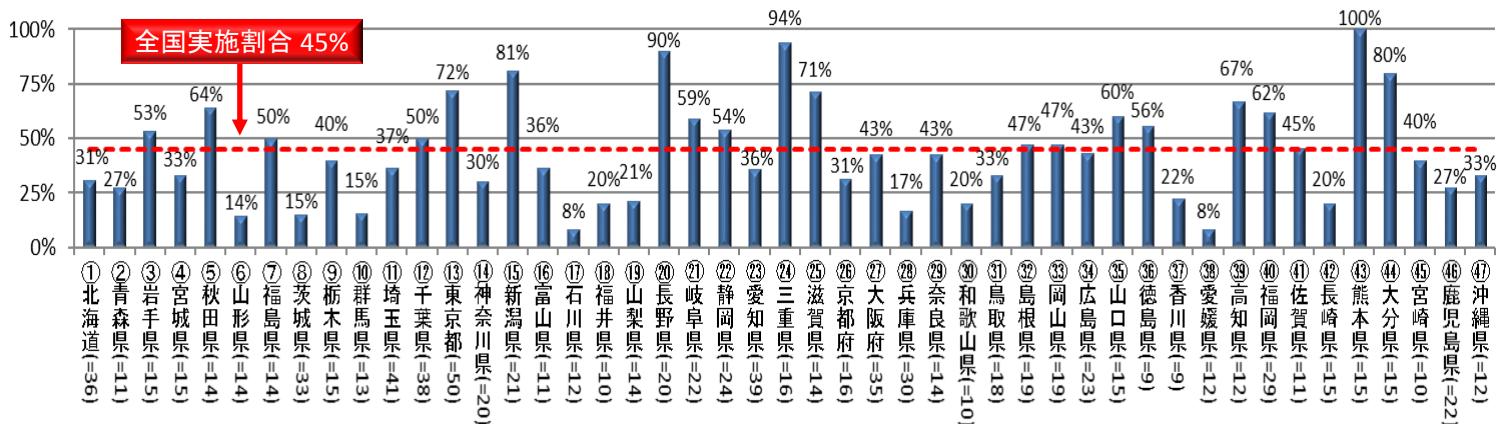
# 任意事業の実施状況(都道府県別)

- 平成30年度の任意事業の実施自治体数は、前年度の実施自治体数と比較して増加している。
- 全国の実施割合は、それぞれ、就労準備支援事業は48%、家計相談支援事業は45%となっているが、いづれの事業も都道府県間で大きなバラツキが生じている

## 就労準備支援事業



## 家計改善支援事業



# 生活困窮者自立支援制度における支援状況調査

※集計結果(平成27年4月～平成30年12月)

## 【平成27年度～平成29年度】

- 施行後3年間での新規相談受付件数は、約67.9万件。
- そのうち、継続的な支援のためプランを作成した件数は約19.4万件。
- 包括的な支援の提供により、約9.3万人が就労・増収につながった。

## 【平成30年度】

- 新規相談受付件数とプラン作成件数について、施行後3年間に比べて着実な伸びが見られる。

【参考】国の目安値(人口10万人・1ヶ月当たり)・経済・財政再生計画改革工程表KPI

	H27年度 目安値	H28年度 目安値	H29年度 目安値	KPI(平成30年度)
新規相談受付件数	20件	22件	24件	年間40万人 →人口10万人・1ヶ月当たりに換算すると26件
プラン作成件数	10件	11件	12件	新規相談件数の50%
就労支援対象者数	6件	7件	7件	プラン作成件数の60%
就労・増収率	40%	42%	70%	75%
ステップアップ率	—	—	80%	90%

※ 就労・増収率については、H28から把握した実績を踏まえ、KPIを見直した

年度	新規相談受付件数	プラン作成件数		(①)	就労支援対象者数	就労者数		増収者数		就労・増収率 =(②+③)/①
		人口 10万人 あたり	人口 10万人 あたり			うち 就労支援対象 プラン作成者分 (②)	うち 就労支援対象 プラン作成者分 (③)			
H27	226,411	14.7	55,570	3.6	28,207	1.8	21,465	—	6,946	—
H28	222,426	14.5	66,892	4.3	31,970	2.1	25,588	17,836	7,199	4,878
H29	229,685	14.9	71,293	4.6	31,912	2.1	25,332	17,958	6,390	4,414
H30	4月分	19,064	14.9	6,141	4.8	2,754	2.2	1,838	1,205	548
	5月分	21,552	16.8	6,593	5.2	2,864	2.2	1,965	1,330	591
	6月分	19,885	15.5	6,513	5.1	2,792	2.2	2,041	1,426	593
	7月分	20,538	16.1	6,354	5.0	2,843	2.2	1,981	1,431	607
	8月分	20,311	15.9	6,389	5.0	2,720	2.1	2,031	1,468	588
	9月分	18,250	14.3	6,234	4.9	2,633	2.1	1,835	1,307	522
	10月分	20,806	16.3	6,750	5.3	2,987	2.3	1,567	1,347	648
	11月分	21,621	16.9	6,621	5.2	3,023	2.4	1,616	1,358	637
	12月分	16,464	12.9	5,783	4.5	2,513	2.0	1,590	1,371	640
	合計	178,491	15.5	57,378	5.0	25,129	2.2	16,464	12,243	5,374
										3,561

※ 各項目の数値は概数であり、今後の整理の結果、異動を生じることがある。

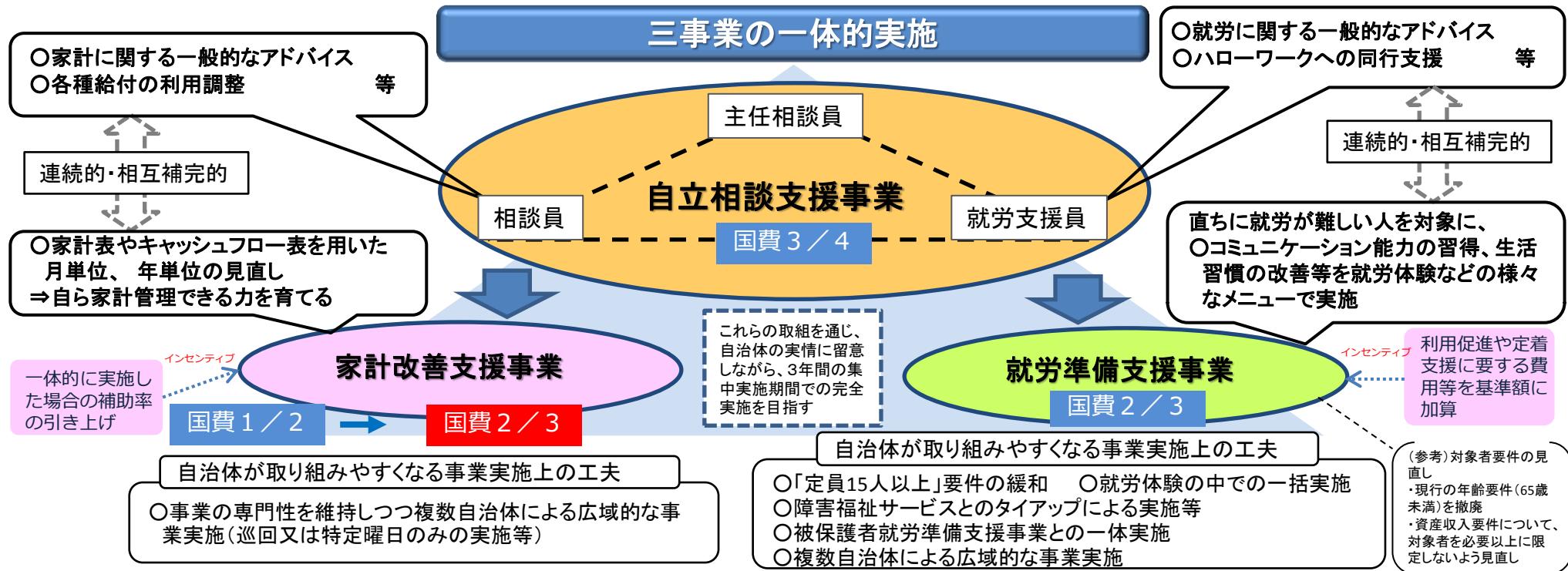
# 生活困窮者に対する包括的な支援体制の強化

## 自立相談支援事業・就労準備支援事業・家計改善支援事業の一体的実施の促進

- 就労準備支援事業と家計改善支援事業について、自立相談支援事業と併せて一体的実施を促進するため、以下を講ずる。

- 就労準備支援事業と家計改善支援事業について、その実施を努力義務とする。
- 国は、両事業の適切な推進を図るために必要な指針を策定し、事業実施上の工夫等を図る。
- 両事業が効果的かつ効率的に行われている一定の場合には、家計改善支援事業の補助率を引き上げる(1/2→2/3)。

※ 就労準備支援事業については、生活困窮者の利用促進につながるようなインセンティブを補助の仕組みとして設ける。



## 都道府県による研修等の市等への支援事業の創設、福祉事務所を設置していない町村による相談の実施

- 都道府県において、市等の職員に対する研修、事業実施体制の支援、市域を越えたネットワークづくりなど市等を支援する事業を努力義務化し、国はその事業に要する費用を補助(補助率:1/2)
- 現行法では実施主体となっていない福祉事務所を設置していない町村であっても、生活困窮者に対する一次的な相談等を実施することができることとし、国はその要する費用を補助(補助率:3/4)。

## 生活困窮者自立支援制度における他制度との連携について

## 参考1

- 生活困窮者自立支援制度においては、自立相談支援事業を中心とし、任意事業の活用や他制度との連携により、本人の状態像に応じたきめ細かい支援を実施することが重要。
  - また、地域資源の開発に当たっても、他制度のネットワークや他機関と連携することが重要。

#### 連携通知<sup>(注)</sup>で示した連携の例

(注)「生活困窮者自立支援制度と関係制度等との連携について」  
(平成27年3月27日付け事務連絡) 等

- ・ハローワークとのチーム支援やハローワークのノウハウの活用
  - ・求職者支援制度の活用

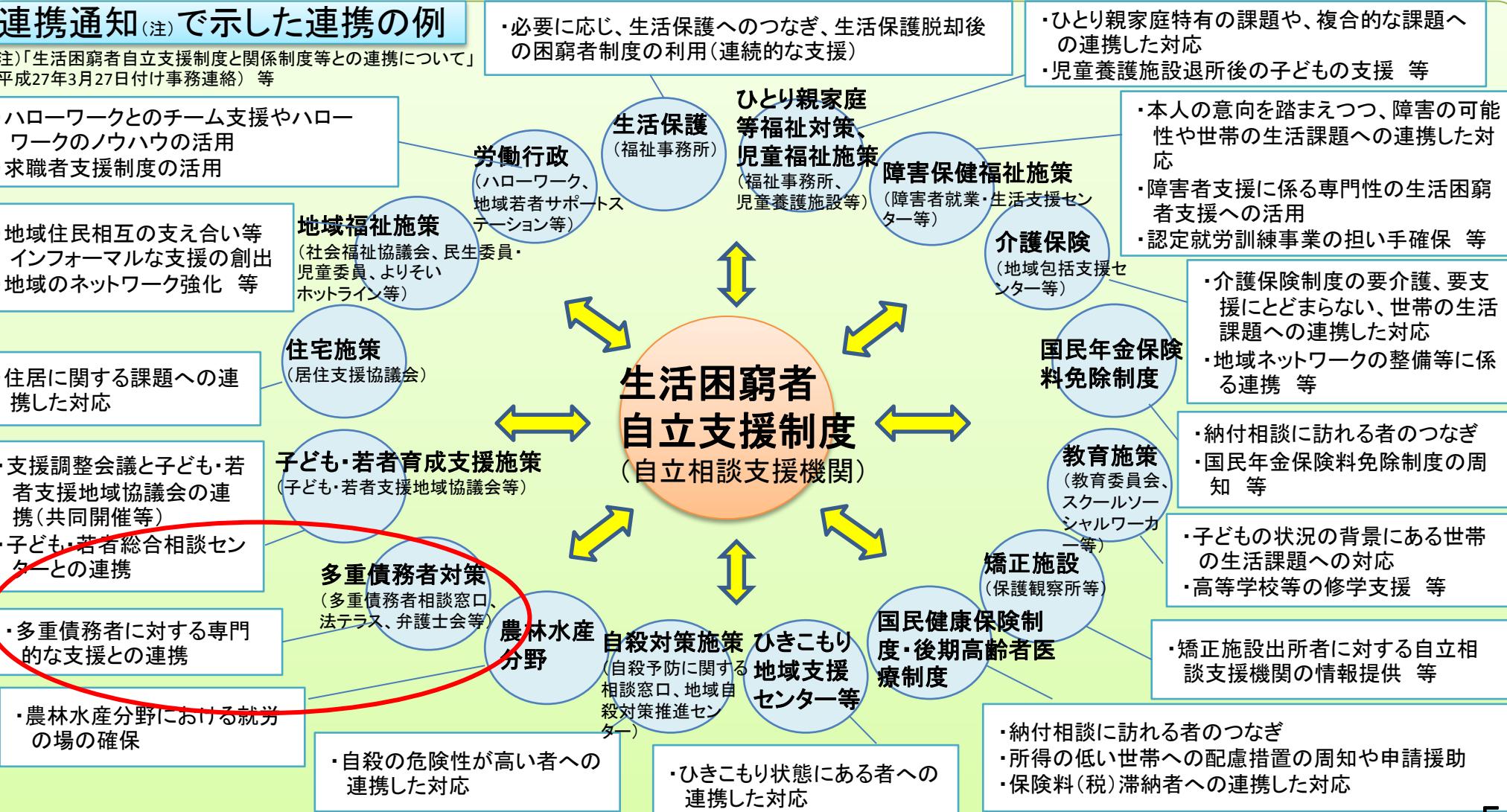
- ・地域住民相互の支え合い等  
インフォーマルな支援の創出
  - ・地域のネットワーク強化 等

- ・住居に関する課題への連携した対応

- ・支援調整会議と子ども・若者支援地域協議会の連携(共同開催等)
  - ・子ども・若者総合相談センターとの連携

- ・多重債務者に対する専門的な支援との連携

- #### ・農林水産分野における就労の場の確保



※上記の例にとどまらず、本人の自立支援に資する他制度と連携した支援のあり方については国や自治体において引き続き検討していく。

生活困窮者自立支援制度に基づき生活困窮者に対する包括的かつ早期的な支援を行うためには、法に基づく事業のみならず、他制度・他事業との連携が重要であり、その中で多重債務者対策との連携も必要である。

## ○【課長通知】生活困窮者自立支援制度と多重債務者対策担当分野との連携について(平成30年10月1日一部改正)

### 1 連携に当たっての基本的な考え方

生活困窮者の中には、多重債務又は過剰債務を抱えその返済が困難となっている者や、債務整理を法律専門家に依頼した直後の者や債務整理途上の者も一定数存在する。

こうした多重債務を抱える者等に対しては、債務整理及び生活再建に向けた支援が必要であるが、多重債務相談窓口及び消費生活相談窓口による相談支援やそれらの相談窓口を通じた法律専門家による債務整理とともに、法に基づく家計改善支援事業を実施する機関等(家計改善支援事業を実施していない自治体においては、自立相談支援事業を行う機関。以下同じ。)により、家計の「見える化」を図った上で、家計の改善に関する意欲を引き出しつつ相談者自身の家計を管理する力を高め、生活の再建に向けた支援が相互に連携して行われることが求められる。

このため、家計改善支援事業を実施する機関等は、多重債務を抱える者等に対する債務整理への対応も含めた生活再建に向けた総合的な支援を行う観点から、多重債務相談窓口及び消費生活相談窓口や、法律に関する専門機関である法テラス、弁護士会及び司法書士会等との連携が重要である。これら多重債務相談窓口等との連携に当たっては、例えば、家計改善支援事業を実施する機関等が、家計改善に向けた債務整理等の情報提供や専門的な助言、また債務整理に關係する窓口等へのつなぎや同行を行うことにより、多重債務等の課題を含めた経済的な問題を解決し、自立に向けた継続的な支援を行っていくことが期待される。

### 2 連携体制の構築

連携体制を構築する際には、例えば、多重債務者対策の関係会議やその他消費者行政関係会議のように既に府内に設置されている会議等の場を活用し、

- ・両制度の役割分担やそれぞれの相談窓口への誘導方法などの個別支援に向けた体制面での連携
  - ・両制度担当者へのそれぞれの制度や現況などの説明などの円滑な連携
- 等を実現するために対応していくことが期待される。

### 3 自立相談支援事業等の利用勧奨

生活困窮者自立支援制度においては、平成27年4月の施行後、着実に支援の効果が現れてきている一方で、適切な支援を受けることができていない生活困窮者が依然として数多く存在するとの指摘がある。生活困窮者の中には、日々の生活に追われ、また、自尊感情の低下等により、自ら自立相談支援事業の相談窓口に相談をすることが困難な者も少なくない。

このため、支援を必要とする生活困窮者が相談に訪れるのを待つのではなく、その者に対し相談支援が届くようにするアウトリーチの観点が重要である。また、自ら支援を求めることが困難な者に対して支援を行うためには、自立相談支援機関の主導による把握のみならず、様々な関係機関が生活困窮の端緒となる事象を把握した場合に、自立相談支援機関の相談窓口に確実につなげていくことが必要である。実際に、自立相談支援機関の相談窓口に生活困窮者をつなげた府内関係機関が多い自治体ほど、自立相談支援事業における新規相談件数が多いとの調査結果もある。

これらを踏まえ、改正法による改正後の法第8条の規定により、福祉事務所設置自治体の福祉、就労、教育、税務、住宅その他の関係部局において、生活困窮者を把握したときは、生活困窮者本人に対して自立相談支援事業等の利用の勧奨等を行うことが努力義務とされたところである。

当該規定に基づき、府内における多重債務相談及び消費生活相談担当部署が相談等の業務の遂行に当たって生活困窮者を把握したときは、生活困窮者本人に対して自立相談支援事業等の利用の勧奨を行うよう努めていただくこととしているので、生活困窮者自立支援制度主管部局におかれでは、ご了知いただくとともに、多重債務相談及び消費生活相談担当部署への協力関係を促されたい。